

令和6年度 第2回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：令和6年10月18日（金）

19：00～19：55

場 所：市役所本庁舎10階 第6会議室

（事務局）

本日は、お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、委嘱状の交付を行います。今回は、委員及び専門委員を代表し1名の方にお渡しいたします。

【池原副市長より委嘱状交付】

（事務局）

今回の改選にともない、審議会委員23名、専門委員23名の方に委嘱しております。お名前につきましては、資料2、資料3の名簿でご確認ください。

それでは、審議会開催にあたりまして、池原副市長より挨拶を申し上げます。

（池原副市長）

本日は、大変お忙しいところ、夜分にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。皆様には、日頃から様々な分野で、本市の保健福祉行政の推進にご尽力いただいておりますことに、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。また、本審議会の委員を快くお引き受けいただきましたことに、重ねて感謝を申し上げます。

健康生活支援審議会は、帯広市の保健・医療・福祉の総合的な調査・審議を行い、関係者や市民の皆さんの意見を施策に反映させるための諮問機関としての役割を果たしていただいております。今年度は、地域福祉計画とアイヌ施策推進計画の策定年に当たりますことから、本日は、両計画について、ご意見をいただきたいと考えております。

さて、近年、福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。8050問題やダブルケアなどの複雑な課題への対応が求められているほか、地域のつながりの希薄化から、生活に困難を抱える人の孤立化が進むなど、状況は厳しさを増しております。

このため、行政と関係機関・団体、市民がより一層連携を密にしまして、困難を抱える人の声を丁寧に拾い上げながら、きめ細かに対応していく必要があるものと考えております。委員の皆様には、保健・医療・福祉の最前線で、日々感じておられる課題なども含めまして、専門的な観点から、様々なご意見をいただきますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

これから2年間、よろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、帯広市市民福祉部の職員紹介ですが、職員紹介については、事前に配付している資料4の市民福祉部管理職名簿にてご確認ください。

1 開会

（事務局）

それでは、ただいまより、令和6年度第1回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

ます。本日の審議会には、審議会委員 23 名中 20 名の皆様のご出席をいただいております。本審議会は、審議会条例第 7 条第 3 項により成立しております。なお、委員の皆様のご紹介につきましては、お席の前の表示と、郵送にて事前送付いたしました委員名簿により、ご了承願います。

次に、本日の議題についてであります。会議次第のとおり、予定しております。

本日使用する資料について、確認させていただきます。資料は 1 から 11 までございます。資料 6 と資料 8 については、資料 6 と 6-2、資料 8 と資料 8-2 に分かれています。以上、資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お知らせいただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは会議に入らせていただきますが、会長が選出されるまでは、石田参事が進行役を務めさせていただきます。

2 会長選出

(市民福祉部こども健康担当参事)

それでは恐縮でございますが、会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

次第の 2、会長の選出を議題といたします。

会長の選出は、審議会条例第 6 条第 2 項により、委員の皆様の互選により定めることとなっております。また、副会長につきましては、同条例第 6 条第 4 項により会長が指名することとなっております。それでは、早速ですが、会長の選出方法をどのように行うか、お諮りいたしたいと思います。

(委員)

指名推薦がよろしいと思います。

(市民福祉部こども健康担当参事)

ただいま、指名推薦のご提案がございましたが、会長の選出は、指名推薦によることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

(市民福祉部こども健康担当参事)

それでは、指名推薦をお願いいたします。

(委員)

会長には、これまで同様、帯広市医師会の稲葉委員を推薦いたします。

(市民福祉部こども健康担当参事)

ただいま、会長に、稲葉委員の推薦がございました。他に、ご推薦はございませんか。

【推薦なし】

(市民福祉部こども健康担当参事)

稲葉委員の会長推薦がありましたので、稲葉委員を会長に選出することに、ご異議ありませんか。

【異議なし】

（市民福祉部こども健康担当参事）

それでは、会長は、稲葉委員に決定いたしました。早速ですが、会長には、正面の席にお着きいただき、一言ご挨拶をいただき、以後の議事の進行をお願いいたします。

（会長）

ただいま、会長に選出いただきました稲葉でございます。前回から引き続き、会長という役につくこととなりました。ただ今説明がありましたとおり、委員、専門委員あわせて46名という新たな体制のもと、この審議会を支えていきたいと思っております。

池原副市長からありましたとおり、保健・医療・福祉、各分野の皆様からの幅広い意見を期待し、意義ある審議会としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に沿って進行させていただきます。

3 副会長選出

（会長）

それでは、次第の3 副会長の選出を行ないます。副会長は、会長の指名ということですので、私から指名させていただきます。副会長には、改選前も副会長に就任されていましたが、帯広市手をつなぐ育成会の会長である畑中委員を指名いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

【指名受諾】

（会長）

ありがとうございます。それでは、畑中委員に副会長を務めるに当たりまして、一言ご挨拶をお願いいたします。

（副会長）

ただ今指名いただきました畑中でございます。私も前回から引き続き、副会長という大役を務めさせていただくこととなりました。保健・医療・福祉の分野には、高齢者や障害者、子育て世帯など各分野にまたがる複雑な課題が増えておりますが、誰もがこの帯広で安心して暮らし続けられるよう、施策の推進のお手伝いができればと考えておりますので、皆さまとともによろしく願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。

4 会議

（1）令和6年度 第1回会議の議事録確認

（会長）

それでは、会議に入らせていただきます。はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。前回の会議の議事録をご確認いただきたいと思います。この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答なし】

（会長）

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、このとおり公開いたします。

(2) 委員・専門委員の健康生活支援審議会専門部会への指名

(会長)

続きまして、議題の(2)委員・専門委員の健康生活支援審議会専門部会への指名を議題といたします。審議会の専門部会に所属する委員及び専門委員は、施行規則第3条第2項の規定により、会長が指名することなので、指名させていただきます。事務局、所属名簿の配付をお願いいたします。

【事務局所属名簿配布】

(会長)

所属は、ご覧のとおりですが、地域医療推進部会は、私、稲葉以下9名、健康づくり支援部会には、吉田委員以下9名、児童育成部会には、廣瀬委員以下10名、障害者支援部会は、細川委員以下9名、高齢者支援部会には、山並委員以下9名の方々を指名いたします。以上、よろしくお願いいたします。

(3) 第三期帯広市地域福祉計画 令和5年度進捗状況報告 及び 第四期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について

(会長)

続きまして、議題の(3)第三期帯広市地域福祉計画 令和5年度進捗状況報告 及び 第四期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局)

はじめに、資料5の第三期地域福祉計画令和5年度進捗状況報告書について説明します。

第三期帯広市地域福祉計画につきましては、令和元年度、本審議会においてご審議いただきながら策定し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として各種取組を進めているものでございます。

1ページをご覧ください。この計画は、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めることを目的とし、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画に位置付けております。

2ページは、第七期帯広市総合計画、福祉の各分野計画と地域福祉計画との相関図となっております。

3ページには、計画の基本理念、基本目標を、4ページには、基本目標と基本方向及び主な施策の体系について記載しております。

続いて、5ページをご覧ください。本計画の進捗状況については、23の主な施策ごとに評価を行っております。「1 評価方法」にありますとおり、関連する事務事業を所管する担当課が、それぞれの事業の取組状況を評価し、総合化して、その施策を評価します。

「2 評価の総合化」にて記載のとおり、その施策を担当する複数の課の評価を1つにまとめて総合化し、目標に向かって、

「A 順調に進んでいる」

「B 概ね順調に進んでいる」

「C さらなる進捗が必要」 の3段階で評価しています。

6 ページをご覧くださいますと、主な施策ごとの評価を表をご覧ください。23 施策の評価の内訳は、6 ページ下段にありますとおり、「A 順調に進んでいる」13 個、「B 概ね順調に進んでいる」9 個、「C さらに進捗が必要」1 個となっており前年度と同様となっております。C 評価となっている 1 件については、ユニバーサルデザイン住宅の新築等への支援制度について、周知不足などから、利用が伸びなかった状況などを踏まえ、そのように評価しているところです。

7 ページには計画の目標値の進捗状況を記載しております。

「地域福祉ボランティア登録者数」は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、市民活動が活発化し増加しましたが、コロナ禍の減少を取り戻せていない状況です。

「個別課題の検討会議の開催回数」と「要介護度が要介護 1 までの高齢者の割合」は、目標を達成しています。

「健康と思っている市民の割合」は、健康講座の依頼が少なく、目標には及んでいない状況です。

8 ページ以降に、各施策の取組内容や評価、課題と取組方向を記載しております。

時間の関係上、個々の施策の説明は割愛いたしますが、この評価、課題を踏まえて、各施策に取り組んでまいります。

続きまして、第四期帯広市地域福祉計画について説明いたします。

資料 6 と資料 6-2 になります。

前回の審議会で、骨子案という形で、ご意見をいただいたところではありますが、

それをもとに今回「原案策定に向けた検討資料」ということでまとめており、本日は資料 6-2 の概要版を中心に説明させていただきます。

まず、第 1 章から第 3 章については、前回の骨子案でも一部説明していますので、概略のみ説明いたします。

「第 1 章 計画の策定にあたって」では、計画策定の背景・趣旨、位置づけ、期間を記載しています。

「第 2 章 帯広市の地域福祉の現状と課題」の「1 帯広市の現状」では、市民や市民活動団体、各種相談の状況について、

「2 第三期帯広市地域福祉計画の取組状況と課題」では、基本目標ごとに現計画の取組状況と課題を記載しております。

また、それを踏まえ「3 今後に向けた総括的課題について」では、高齢化・減少が進む地域福祉活動の担い手育成や、複雑・複合化した課題への包括的支援体制の構築、多様性が尊重される地域づくりなどが必要としています。

「第 3 章 計画の理念・目標と体系」では、「1 計画の基本理念」として、現計画の基本理念を引き継ぎ、「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」としています。

また、「2 計画の基本目標」では基本目標ごとに基本的な考え方を、「3 施策の体系」では基本方向までの体系を記載しており、基本方向までは現計画の体系を概ね引き継いでおります。

次に 2 枚目には「第 4 章 施策の展開」として、主な施策と主な取組を体系立てて記載しており、新規や拡充の取組には、下線を付けており、本日は新規拡充部分を中心に説明いたします。

ここで、資料 6 冊子の第四期帯広市地域福祉計画の 33 ページをご覧くださいければと思います。現在の三期計画では、第 3 章に計画全体を通じた各主体の役割を文章のみで記載しておりましたが、各主体の皆さんに、自分たちの役割をしっかりと認識し理解いただいた上で、その役割を果たして

いただきたいとの思いから、今回各基本目標の冒頭で、模式図の形で記載するよう変更しており、今回の計画の大きな変更点のひとつとなっております。

次に、概要版に戻っていただければと思います。

「基本目標 1 基本方向(1)地域活動を行いやすい環境づくりの①地域活動団体への支援」では、町内会や老人クラブの加入率などの減少が続いていることから、そうした地縁組織を大事にしつつ、住民同士のつながりを育んでいけるよう、そのあり方の検討を進めていくこととしています。

また、様々な意見交換会でいただいた意見を参考に、地域福祉活動を行う団体が活発に活動できるよう、社会福祉協議会とも連携しながら、活動を支援する仕組みづくりを検討していくこととしています。

次に、「基本方向(3)地域福祉活動の促進の①地域における支え合い機能の充実」では、様々な意見交換で、地域で様々な活動をしている団体は多いものの、お互いの活動が見えず、連携などが難しいという意見をいただいております、そうした様々な団体の活動の見える化や交流の促進などを進めていくほか、「②主体的参加の促進」でも、そうした団体の活動内容等の見える化などを通じて、地域福祉活動に興味を持っているものの、どうすればよいか分からない人などを、地域福祉活動に参加してもらうためのきっかけづくりを行っていくこととしています。

次に「基本目標 2 の基本方向(1)相談支援と福祉サービスの適切な利用促進の②総合的な相談体制の確保」では、困りごとを抱えていても、どこに相談すればよいか分からない人や、複数分野にまたがる課題を抱えた人などにも適切に対応できるよう、市の福祉関係部署において、相談をしっかりと受け止め、必要な支援に丁寧につなげる相談体制づくりを進めることとしています。

次に、「基本方向(2)包括的な支援体制の確立の①包括的な支援体制づくりと切れ目のない包括的な支援の提供」では、8050 問題やダブルケア、ゴミ屋敷など、支援方法の決定や支援に時間がかかる複雑、複合的な課題を抱えた人に寄り添った・切れ目のない支援を提供していくため、支援方法や関係者の役割分担などを調整・決定するコーディネート機能の整備について、検討を進めることとしています。

またその下では、今年度開設した「ひきこもり支援ステーション ゆっくりん」と連携したひきこもり支援を、その下では、高齢者や障害者、低所得者等、住宅を借りようとしてもなかなか貸してもらえない「住宅確保要配慮者」の住宅探しなどをサポートしてくれる居住支援法人と連携し、住宅確保支援などを行っていくこととしています。

次に、資料右上「基本方向(3)権利擁護の推進の②身寄りのない方への対応」では、身寄りがなく、保証人がいなくて、施設入所ができない、介護や医療など必要な福祉サービスが受けられない人が増えてきており、そうした人への対応策について検討していくこととしています。

次に、「基本目標 3 の生き活きと健康で暮らせる地域づくりの基本方向(1)誰もが支え合う地域環境の整備の①多様性を尊重し合える包摂的な地域づくり」は、三期計画のノーマライゼーションとユニバーサルデザインの施策を統合した施策となっており、障害者や LGBT 等の人など、一人ひとりの個性を認め合い、包摂（受け入れ包み込むこと、差別や排除をしないこと）ができる地域社会の実現に向け、様々な啓発活動を進めていくこととしています。

また、「②地域の防災・防犯活動の促進」では、防災に加え、見守りなどにより、犯罪に合わないようにする「防犯」の取組を新たに追加しています。

「第 5 章 計画の推進」では、3 で指標を設定しており、基本目標 1 の 2 つ目「地域社会活動に参加した市民の割合」、基本目標 2 の 2 つ目の「コーディネート機能の整備」、基本目標 3 の一つ目の「多様性の理解につながる講座の開催回数」は、新しい指標となっております。

次に3枚目の「第6章」「第7章」については、三期計画では、第4章の主な施策の一つであった「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」について、基本方向や施策の体系などの要素を大幅に追加し、一つの計画の形で策定することとしたところが大きな変更点のひとつであります。

第6章 成年後見制度の利用促進では、計画策定の背景趣旨、帯広市の現状と課題、基本方向と施策の体系などを記載しており、ご覧のような取組を展開していくこととしています。

第7章 再犯防止に向けた取組の推進についても、6章と同じ構成で、展開していく施策を記載しており、様々な部分で情報発信の強化や様々な団体との連携・つながりなどの強化の取組を追加しております。

説明は、以上です。

(会長)

ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

無いようでしたら、それでは、私から1点確認ですが、資料5の第三期地域福祉計画の令和5年度進捗状況報告書の6ページで、基本目標3「生き活きと健康で暮らせる地域づくり」の基本方向(1)「誰もが支え合う地域環境の整備」の主な施策「ユニバーサルデザインの地域づくり」が、唯一のC評価になっており、50ページには「今後の取り組み方向」が記載されております。資料6の第四期地域福祉計画でも、基本目標3の基本方向(1)は同じく「誰もが支え合う地域環境の整備」となっていますが、ここの記載は先ほどの資料5の「今後の取り組み方向」を踏まえ、C評価を改善していけるような内容となっているのでしょうか。

(事務局)

ユニバーサルデザインの取り組みは、前回の計画策定時には、計画に位置付け推進していくことがまだ必要な状況でしたが、今では建築物の設計などに当たりまして、その考え方に基づいた取り組みが当たり前、一般的になってきていると考えており、そうした考えに基づき、取り組みを進めていくものでございます。

(会長)

よろしいですか。他に。

(委員)

第三期帯広市地域福祉計画の進捗状況報告書の6ページに、地域福祉ボランティア登録者数の基準値を4,819人と記載されており、これは市民のおよそ30人に1人という割合ですが、この数値は道内の他の都市と比べてどうなのか、多いのか少ないのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

地域福祉ボランティア登録者数は、この計画だけではなく、総合計画の指標にもなっており、総合計画の評価の中では、全道の数値との比較も行っております。その中で、帯広市の数値は、全道と比較して決して低くなく、年によっては全道平均よりも多いような状況です。

(会長)

帯広市は 30 人に 1 人ということだったんですが、北海道の割合はどれくらいなのでしょう。

(事務局)

今現在、手元に具体の数字がなく、後ほどお答えさせていただければと思います。

(事務局)

お待たせしてしまい、申し訳ございません。先ほどの地域福祉ボランティア登録者数の帯広市と全道の比較ですが、全道の数字が公表されるのが 1 年遅れなので、令和 5 年度の数字はないので、令和 2 年度から 3 年間のそれぞれの数字をお答えします。

数値については、同じ条件で比較できるよう、人口 10 万人当たりの登録者数という形で比較しており、令和 2 年度は帯広市が 2,616 人に対し全道が 2,450 人、令和 3 年度は帯広市が 2,842 人に対し全道が 3,100 人、令和 4 年度は帯広市 2,894 人に対し全道が 2,705 人となっており、年度にもよりますが、帯広市の方が全道に比べ少し多い傾向となっています。

(会長)

よろしいですか。それでは他にありますでしょうか。他に意見などが無ければ、第三期帯広市地域福祉計画 令和 5 年度進捗状況報告 及び 第四期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）を終了いたします。

(4) 第三期帯広市アイヌ施策推進計画 令和 5 年度事業実績報告 及び 第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）について

(会長)

続きまして、議題の(4)第三期帯広市アイヌ施策推進計画 令和 5 年度進捗状況報告 及び 第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

(事務局)

資料 7 第三期帯広市アイヌ施策推進計画 令和 5 年度事業実績をご覧ください。

この計画につきましても、令和元年度、本審議会においてご審議いただきながら策定し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として様々な取組を進めてきているところでございます。

第三期計画では、「先住民族であるアイヌの人たちが、民族としての誇りを持って生きることができ、その誇りが尊重される社会づくり」を目標とし、3 つの基本方向と 11 の主な施策で構成されております。

1 ページをご覧ください。基本方向「Ⅰ. アイヌ民族についての理解促進」の施策「(1)啓発活動の推進」では、①アイヌ民族の歴史や文化の普及を図るため、公共施設などを利用した市民啓発を進めており、アイヌ関係団体と市で実行委員会を組織し、アイヌ文化交流会の開催や、アイヌ民族に関する展示による市民啓発などを行いました。

施策「(2)地域活動の促進」では、②帯広アイヌ協会の活動を支援するため、帯広アイヌ協会が実施する人材育成や活動促進を目的とした事業費を補助し、活動を支援しました。

2 ページ中段段から下をご覧ください。基本方向「Ⅱ．アイヌ文化の振興」の施策「(2)文化の保存と伝承」では、②アイヌ語や刺しゅう、食などのアイヌ民族固有の文化や技術について、イベント等を通じ、保存・活用を図るため、アイヌ伝統舞踊の披露や、観光客向けの体験コンテンツの開発などを行いました。

3 ページをご覧ください。基本方向「Ⅲ．生活の安定と教育の充実」の施策「(1)生活の安定」では、アイヌ生活相談員を配置し、生活相談や健康相談、教育相談など、引き続きアイヌの人たちの相談支援体制の充実を図りました。

予算計上を伴わない事業については、予算額を0円として表記しております。お示しした各施策の進捗状況、検証結果を踏まえながら、今後の取組に生かしていきたいと思っております。

次に、第四期帯広市アイヌ施策推進計画について説明いたします。資料8と資料8－2になります。

地域福祉計画同様、前回骨子案についてご意見をいただき、本日は「原案策定に向けた検討資料」ということでまとめており、資料8－2の概要版を中心に、説明いたします。

こちら、第1章から第3章については、概略のみ説明いたします。

「第1章 計画の策定にあたって」では、計画策定の背景・趣旨、期間を記載しています。

「第2章 第三期計画の取組状況と課題」では、基本方向ごとに現計画の取組状況と課題を記載しております。

資料右側、「第3章 計画の目標と基本方向、施策の体系」、「第4章 施策の推進」として、主な施策と取組を体系立てて記載しております。

はじめに、計画の目標は、アイヌ施策推進法の趣旨やこれまでの課題等から、目指すべき目標は変わらないことから、三期計画を引き継ぎ、「先住民族であるアイヌの人たちが、民族としての誇りを持って生きることができ、その誇りが尊重される社会づくり」としています。

基本方向についても、同様の理由で三期計画を継承し、記載のと通りの3つの基本方向としています。

「基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進の(1)啓発活動の推進」では、アイヌ生活文化展などの各種啓発イベントの開催など、「(2)地域活動の促進」では、生活館の利便性向上を通じた活動しやすい環境づくりなど、「(3)教育機会の充実」では、おびひろ市民学などアイヌ民族の教育機会の充実などを進めることとしています。

「基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興の(1)知識の普及と啓発」では、各種体験教室や出前講座を通じた文化の知識の普及など、「(2)文化の保存と伝承」では、アイヌ文化の伝承活動を行うカムイトウウポポ保存会の活動支援や、アイヌ古式舞踊の観光コンテンツとしての磨き上げや様々な場所での披露などを進めていくこととしています。

「基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実」では、アイヌの人たちの生活保護を受けている人の割合や高校・大学等への進学率は、改善傾向にあるものの、市町村全体の割合と比べるとまだ差があることから、「(1)生活の安定」では、アイヌ生活相談員の配置を通じた各種相談支援の実施、「(3)教育支援の充実」では、アイヌ教育相談員の配置を通じた進学・就学費用助成制度の利用支援などの取組を継続していくこととしています。

全体を通じ、一部基本方向で施策の統合などをしておりますが、実施内容に大きく変化があるものではありません。説明は以上です。

(会長)

これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答等なし】

(会長)

特に意見などが無ければ、第三期帯広市アイヌ施策推進計画 令和5年度進捗状況報告 及び 第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）を終了いたします。

(5) 令和5年度 市民福祉部決算 及び 主要な施策の成果について

(会長)

続きまして、議題の(5)令和5年度市民福祉部決算 及び 主要な施策の成果についてを議題いたします。事務局、説明願います。

(事務局)

令和5年度 決算状況及び主要な施策の成果について、ご説明いたします。まず、資料9 令和5年度決算状況をご覧ください。

この資料は、令和3年度から令和5年度までの3年間の市民福祉部関係の決算額の推移を掲載しております。表の左 上段が一般会計、下段が介護保険会計となっております。

まず、一般会計の決算状況であります。会計科目につきましては、民生費と衛生費からなっており、民生費では、高齢者や障害者への各種支援費のほか、低所得者への給付事業に要した経費などの社会福祉費、幼稚園や保育園への運営支援などの児童福祉費、乳幼児やひとり親家庭等への医療給付費、そして、生活保護費となっております。

次に、衛生費であります。保健衛生や救急医療体制、感染症予防などに要した経費などの保健衛生費となっております。

次に、令和5年度決算額であります。民生費と衛生費の合計は、327億8,049万4,808円となっており、前年度と比較しますと、1億8,375万8,744円、率にして0.6%の増となっております。

令和4年度と令和5年度の 決算額の差額及び増減率が特に大きくなっている項目について、ご説明いたします。

はじめに、民生費の「社会福祉費」中、「社会福祉総務費」において、約14億5,000万円、率にして83.4%の増となっております。これは、昨年度実施した低所得世帯への3万円や7万円などの価格高騰重点支援給付金に係る経費の増などによるものです。

なお、令和4年度までは臨時特別給付金給付費という目をつくり、こうした給付金を執行していましたが、予算管理の都合上、令和5年度からは、社会福祉総務費の中に計上しております。

次に「児童福祉費」中、「児童福祉総務費」において、約6億8,800万円、率にして56.7%の減となっております。これは、令和4年度に実施した、子育て世帯への2万円の臨時特別給付金に係る経費の減などによるものです。

次に、衛生費の「保健衛生費」中、「保健衛生総務費」において、約1億5,900万円、率にして、27.6%の減となっております。これは、医師会看護学校の整備終了などによるものです。

次に、その下、「夜間急病診療費」において、約7,900万円、率にして32.2%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくなったことに伴う休日夜間急病センター

の利用料金収入の減少への支援額の減などによるものです。

次に、その下、「予防費」において、約5億1,000万円、率にして36.8%の減となっていますが、これは、新型コロナワクチン接種に係る経費の減などによるものです。

次に、資料の右上の表が生活保護や障害福祉、子育てなど社会保障制度に沿って支出します扶助費の決算額の推移となっております。令和5年度は、価格高騰重点支援給付金の実施などにより、前年度より増加しております。

次に、介護保険会計の決算になりますが、資料下段の表になります。

令和5年度の決算額は合計で、164億9,989万2,036円となっております。前年度と比較いたしますと、全体額で5億7,301万2,475円、率にいたしまして3.6%の増となっております。

全体を通して、歳出が増えたのは、高齢者人口の増加に伴う介護サービス利用者の増加や新型コロナウイルスの5類移行に伴うサービス利用控えの減少などが要因と捉えております。

また、参考としまして、資料右下に介護保険料の推移を記載しております。

以上が、市民福祉部に関係する決算状況でございます。

続きまして、令和5年度の主要な施策の成果について説明いたします。資料10をご覧ください。

それぞれの事業の実施状況につきましては、この後の各部会におきまして、ご報告させていただきますので、主なものに絞り、簡潔にご説明させていただきます。なお、この資料は総合計画の施策番号順に掲載をしているものとなります。

まず、1ページからは、施策1として、健康づくりに関する各事業を掲載しており、1ページ上段に記載のようなスマートライフプロジェクトなど各種健康教育を進めているほか、2ページに記載のような各種検診の実施、3ページ中段に記載のような各種予防接種などを実施しております。

次に、5ページからは、施策2として、子育て支援に関する各事業を掲載しております。5ページ中段のファミリーサポートセンター事業をはじめ、各種子育て支援事業を実施しているほか、6ページ中段に記載のとおり各種発達相談や母子保健相談などを実施しております。また、7ページからは、令和5年度より導入しました母子健康手帳アプリをはじめ、児童手当などの各種給付や子育てに関する各種サービスの実施状況などを記載しております。9ページ下段からは、保育園や幼稚園などの運営や施設整備への支援などの状況を記載しております。11ページ上段2-2-7 児童保育センター管理運営事業では、児童保育センターの待機児童の解消に向け、東と稲田の2か所のセンターの分室を整備したところです。

13ページ中段以降には、施策3として、地域福祉に関する各事業を掲載しております。成年後見支援センターの運営のほか、14ページ中段の民生委員・児童委員の活動支援やその下の3-2-2 地域福祉包括支援事業では、ひきこもり相談窓口の開設などを行ったほか、15ページには、価格高騰重点支援給付金をはじめとする各種給付事業の実施状況などを記載しております。

次に、15ページ中段からは、施策4として高齢者福祉に関する各事業を掲載しております。地域包括支援センターの運営や認知症高齢者の見守りのほか、16ページに記載のとおり、介護予防や高齢者の在宅生活支援、17ページでは4-1-8 地域介護・福祉空間整備事業にありますように、認知症グループホームなど、高齢者施設等の整備支援や4-2-1にありますように、高齢者お出かけサポートバス事業などを実施しております。

次に、18ページ中段からは、施策5として障害福祉に関する各事業を掲載しております。ノーマライゼーション理念の普及啓発のほか、19ページには、5-2-1にありますように、障害者の相談支援の状況、20ページには、障害に係る各種給付事業等の実施状況、21ページには、障害者の

就労支援や社会参加促進の取組みなどについて記載しております。

次に、22 ページ中段からは、施策 6 として医療体制の確保に関する各事業を掲載しており、一次救急や二次救急などの利用状況などについて記載しております。

次に、23 ページ下段からは、施策 7 として、介護保険や生活保護など、社会保障制度の確保に向けた各事業を掲載しております。25 ページ中段までは、介護保険制度の実施状況を、それ以降には、生活保護や生活困窮者支援の状況などを記載しております。

最後に、27 ページには、施策 22 として多様な主体が活躍する地域社会の形成ということで、そのなかで、この審議会に関わります、アイヌ施策に関する市民福祉部の取り組みを掲載しております。昨年度から 2 箇年で実施している生活館の改修のほか、生活館の利用状況や生活相談員の活動状況などについて記載しております。

私からの説明は以上でございます。

(会長)

ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

【質疑応答等なし】

(会長)

意見などが無ければ、令和 5 年度市民福祉部決算 及び 主要な施策の成果についてを終了いたします。

(6) その他

続きまして、その他についてを議題といたします。何かございますでしょうか。

【情報提供・質疑応答等なし】

それでは、特にご意見やご質問もないようですので、これで議題を終わります。

6 閉会

(会長)

それでは、次に専門部会も控えておりますので、本日の審議会は、これで閉会といたします。なお、事務局より連絡事項がございます。

(事務局)

それでは、2 点ほど、ご連絡いたします。まず、次回の会議の開催につきましては、1 月下旬頃を予定しており、あらためて、ご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、この後、20 時頃から専門部会を開催いたします。地域医療推進部会は第 2 会議室、健康づくり支援部会は第 3 会議室、児童育成部会は第 5 会議室 B、障害者支援部会は第 5 会議室 A、高齢者支援部会は第 4 会議室で開催しますので、それぞれの所属部会の会場に移動をお願いいたします。連絡事項は、以上です。

(会長)

それでは本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。